

平成 26 年 度

定期監査等結果報告書

(上下水道課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

上下水道課

2. 監査の範囲

平成26年度（平成26年4月～平成26年10月）
財務、工事、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成26年11月25日～平成27年2月4日まで

4. 監査の方法

上下水道課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

上下水道課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 予算編成について

公営企業会計の当初予算編成にあたり

①人件費の計上については人事院勧告2%を見込んで編成をしてくれている。「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取扱いについて」昭和29年9月24日（自公発第245号）において、給与水準等の改訂は「法第24条第3項前段」の弾力条項の適用外となっている為、人件費を過大に見積もっているものと考えられる。一般会計においては、人事異動・人事院勧告の結果により12月議会において補正予算を編成している。公営企業も当然ながら市との人事交流等もあり補正予算を組むべきものと考え、人件費の過大見積りは適正なる経営実態を反映したものとは言い難く検討されたい。

②新会計制度が導入されたことに伴い、貸借対照表の資産、負債の計上方法も改正されているが、4企業会計の一部において会計間の記載の方法に整合性が見られない部分がある。また、記載すべき資産の記載漏れがあり改められたい。

③公営企業会計は、発生主義で複式簿記による会計処理であり、一般会計に比べ複雑で財務情報の把握が困難な面があったことにより、今回の改正は、民間企業の会計基準の考え方や経営の自由度を高める一方で経営状況の透明性を高めることが求められている。

従来公営企業会計の予算審議に当たっては、公営企業法施行令に基づいて作成された予算実施計画の明細書の提出までで、予算計画書が概括的で内容が不透明の状況の中で十分な予算審議が行われにくいと思われる。豊前市公営企業会計規程第87条で「管理者は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を市長に送付するものとする」と規定されている。今回の制度改正の趣旨でもある経営内容の可視化を高めるためにも、一般会計に準じ具体的内訳を記載した参考資料又は説明書を添付し、予算審議の利便性の向上を図る必要があると考えられ、新年度よりの導入を検討されたい。

2. 会計規程等の点検整備について

地方公営企業法の一部が平成23年5月に改正され、平成26年度予算から原則適用されることになり、本市においても新会計制度に準じ予算及び財務諸表を作成している。

新会計制度の適用については、会計規程の整備が最も重要と言われており、一部

会計規程の見直しは行われているものの、各種引当金の計上と取崩方法、剰余金の処分方法等会計規程を整備する必要があると考えられるので検討されたい。

3. 公営企業管理者と市長について

4 公営企業の業務遂行の内容は、会計業務、契約業務等多岐に亘って日常業務が執行されている。

執行にあたり対外的には、公営企業設置条例、会計規程等に基づいて管理者が行うようになっているが、本市は管理者を置いていない為「豊前市長」「豊前市公営企業管理者豊前市長」「水道事業管理者豊前市長」の3つの名称を使い契約業務、経理事務等が執行され、「豊前市長之印」が押印されている。

執行にあたって名称の使い分け基準がなく、また名称と押印にも違和感がある。条例上管理者を置いていないので、管理者の権限を行う「豊前市長」名に統一すべきであると考ええる。

また、東部地区工業用水道事業は「豊前市公営企業の設置に関する条例」（昭和42年3月条例第4号）では「公営企業」として条例化されてなく「豊前市東部地区工業用水道事業の設置に関する条例」第1条において公営企業法の規定に基づき「工業用水道事業に必要な事項を定める」とある。

工業用水道事業も、地方公営企業法（昭和27年法第292号）第7条に基づく公営企業の位置付けであり、公営企業設置条例において公営企業として設置すべきと考えられ「豊前市東部地区工業用水道事業の設置に関する条例」の内容も「豊前市公営企業の設置に関する条例」と殆んど同じ内容であり、同条の改廃を含めて検討されたい。

4. 契約事務について

企業会計の業務執行にあたり、各種工事・委託の契約事務が行われているが、一部不適切と思われるものがあり改善されたい。

①豊前市水道事業検針、収納業務委託請負契約書の「委託変更契約書」について、契約日が起案日、決済日以前の日付となっている。また、特記仕様書で委託業者の社有車及び社員の駐車場使用料（市役所駐車場）を徴収しているが、料金算定において関係課との協議がなく徴収の可否について検討されたい。

②市役所庁舎内の公営企業の事務所として使用する部分について市と公営企業管理者で平成20年4月1日賃貸借契約を結んでいる。契約書中「この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない」と規定されているが、検針、収納業務の委託契約にあたり「お客様センター」の場所として貸付け賃借

料を徴収しており、契約書に違反するものであり、見直しか貸借料の廃止について検討されたい。また、本契約は1年毎の自動更新となっており、債務負担行為の対象となると思われ、長期継続契約の検討をされたい。

③豊前市下水道維持管理包括委託契約について

公共下水の終末処理場及び排水処理場等の業務を包括的に委託する為、現委託業者と3年間の随意契約を締結している。新年度の契約にあたり、業者に見積書の徴集依頼をしているが契約日の直前の依頼日と提出日になっている。

契約額2億3千万円を超える金額の契約を締結するにあたり、契約内容・金額の妥当性等内容を調査、検討する日数があまりにも短すぎる。前回の随意契約においても適正な期間を設けるよう要望したところである。

契約内容について透明性や信頼性を高めるためにも契約業務のあり方について改善されたい。また、契約内容についても一部現状にそぐわない部分もあり改善されたい。

④退職給付引当金の支給に関する協定書について

地方公営企業会計制度の改正に伴い平成26年度予算より退職給付引当金の支給について、一般会計と公営企業会計の負担区分と計上方法について、市長、財務当局と協議されているが、協議内容について「協定書」又は「覚書」を締結する必要がある。協議に基づいて引当金は計上されているが「協定書」等の締結がなされてなく早急に「協定書」等を締結されたい。

⑤随意契約について

委託業務、工事の契約で、条例で定める随意契約金額を超える額の随意契約が数件あり、契約理由も根拠記載されている。

しかし、随意契約理由の内容の記述が抽象的で具体性に乏しく、随意契約理由としては不適切なものがある。財務課が策定した「豊前市随意契約ガイドライン」に添って安易に随意契約によることなく、契約事務の公平性、競争性、透明性を確保し、不信を招かないよう厳正な運用を求めるものである。